

(5) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成29年7月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

大山町

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金124,200円を支払うものとする
こと。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成28年12月6日

(2) 事故発生場所

西伯郡大山町赤松地内

(3) 事故の状況

鳥取県警察本部交通部交通機動隊所属の職員が、公務のため普通特種自動車（パトカー）を運転中、運転操作を誤り、道路を逸脱し、和解の相手方が設置するガードレールに衝突し、同ガードレールを破損させたものである。